破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６３号
秋田県湯沢市元清水１丁目８番27号、前住所秋田県雄勝郡羽後町字三輪16番地３
債務者　高橋　一実
１　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１５６号
山形県東根市さくらんぼ駅前３丁目９―22　レオパレス東根203、住民票上の住所山形県尾花沢市大字牛房野1656番地２
債務者　星川　　学
１　決定年月日時　平成24年11月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５７号
山形市大字古館21・22・23番地
債務者　星野　里美
１　決定年月日時　平成24年11月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７６号
山形市若宮３丁目７番25―301号　ドゥペール吉原壱番館
債務者　櫻井久美子
１　決定年月日時　平成24年11月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０９号
愛知県岡崎市薮田１丁目６番地９　マンション神尾303
債務者　布村　　愛（旧姓土井・佐藤）
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４７７号
愛知県岡崎市薮田１丁目10番地33　ハウスＣＲＡ　Ｂ室、住民票上の住所愛知県豊田市鵜ケ瀬町高瀬南峯２番地16
債務者　横山ロベルトこと　ヨコヤマ　ロベルト
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
千葉県香取市本郷354番地６
債務者　加瀬恵美子
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第１４号
北海道留萌市高砂町１丁目３番27―303号室
債務者　五十嵐留美子
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２４年（フ）第１７９号
新潟県長岡市芹川町2692番地
債務者　金山　節子
１　決定年月日時　平成24年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
岡山県倉敷市浜ノ茶屋２丁目７番21号
債務者　溝口　　光（旧姓山邉）
１　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１１７０号
札幌市東区北46条東１丁目２番24号
債務者　樋口　早苗
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７５７号
札幌市中央区伏見２丁目２番79号　伏見寮210号
債務者　鎌倉　理花
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２５９号
札幌市中央区南９条西９丁目２番20号　スカイシティＡ―201号
債務者　鈴木絵里加
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２８７号
札幌市白石区平和通12丁目北２番25号　リー白石301号
債務者　美田　弘嗣
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４０１号
札幌市東区北21条東17丁目４番９―503号
債務者　和田　重利
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４０２号
札幌市東区北21条東17丁目４番９―503号
債務者　和田かおる
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１号
山形県酒田市南新町１丁目５番６号　砂川泰子方、住民票上の住所酒田市北新町１丁目１番43号
債務者　佐藤　淳治
１　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
山形地方裁判所酒田支部